

語学指導助手（A L T）派遣業務に係る
公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年（2 0 2 6 年）

草加市

語学指導助手（ALT）派遣業務に係る公募型プロポーザル募集要領
目次

1	件名	1
2	業務概要	1
3	業務期間	1
4	業務規模	1
5	参加資格	1
6	スケジュール	1
7	参加表明書の提出及び書類審査	2
8	企画提案書の提出要請	2
9	企画提案書の提出	2
10	企画提案に関する質問及び回答	3
11	プレゼンテーションの実施	3
12	受注候補者の選定	4
13	契約の締結	4
14	企画提案書等の無効	4
15	その他	4
	事務担当部署	5
	別表（選定基準）	6
	様式1 参加表明書	7
	様式2 会社概要	8
	様式3 業務実績	11
	様式4 企画提案書	13
	様式5 価格提案書	31
	別紙内訳 令和9年度	32
	別紙内訳 令和10年度	33
	様式6 質問書	34
	仕様書	35

語学指導助手（ALT）派遣業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 件名

語学指導助手（ALT）派遣業務

2 業務概要

語学指導助手（ALT）の活用により、小学校での外国語・外国語活動、中学校での英語教育等の充実を通し、国際理解教育の推進を図る上で、年間を通じて語学指導助手の安定した配置ができるように派遣します。

業務内容の詳細については、別に示す仕様書のとおりとします。

3 業務期間

令和9年（2027年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

4 業務規模

本業務の上限価格は、214,166,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

5 参加資格

本業務に係る提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和7・8年度（2025・2026年度）草加市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録していること。また、事業所については、近隣の都県に本店、支店・営業所等を有していること。
- (2) 平成28年（2016年）4月以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（町、村を除く。）が発注した語学指導助手（ALT）派遣業務（本業務との類似した業務に限る。）について、受注実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) プライバシーマーク付与事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であること。
- (5) 公告の日から選定結果通知の日までの期間に、市の指名停止等の処置を受けていない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする。

6 スケジュール

- (1) 参加表明・質問提出期限
令和8年（2026年）9月29日（火）
- (2) 質問回答
令和8年（2026年）11月2日（月）
- (3) 企画提案書・見積書提出期限
令和8年（2026年）11月9日（月）
- (4) プレゼンテーション

令和 8 年（2026 年）11 月 25 日（水）

(5) 受注候補者の決定

令和 8 年（2026 年）12 月下旬

7 参加表明書の提出及び書類審査

本業務に係る提案に参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出し、書類審査を受けるものとします。

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式 1）

② 会社概要（様式 2）

③ 業務実績（様式 3）

本業務との類似性を重視し、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（町、村を除く。）が発注した語学指導助手等（ALT）派遣業務（本業務との類似した業務に限る。）について、令和 8 年度については県内・県外各 6 件まで、また、令和 3 年度（2021 年）から令和 7 年度（2025 年）までについては、合計 20 件まで記載できるものとします。記載した業務については、それを証する契約書等（仕様書を含む。）の写しを添付してください。

④ プライバシーマークの付与又は ISMS の認証を受けていることが分かる書類

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部（正本は原本、副本は写し）

(3) 提出方法

持参のみ

(4) 提出期限

令和 8 年（2026 年）10 月 13 日（火）午後 5 時まで

(5) 受付時間

午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで（土・日・祝を除く。）

(6) 書類審査

語学指導助手（ALT）派遣業務派遣事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表に定める評価基準により、上記(1)の書類審査を実施します。

通知書は令和 8 年（2026 年）11 月 2 日（月）までに発送する予定です。

8 企画提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、参加資格を確認し、書面により企画提案書の提出を要請します。

なお、参加表明書を提出する業者が多数あった場合には、選定委員会において、別表に定める選定基準により 7(1)の書類審査を実施し、提案者を 3 者程度に制限することがあります。この場合、提案者とならなかった者には、書面によりその旨を通知します。

9 企画提案書の提出

上記 8 により企画提案書の提出を要請された業者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとします。

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式 4）

② 提案の詳細（任意様式）

別に示した仕様書を参照の上、別表の選定基準の各項目に準じ作成してください。各項目の細分化、項目の追加は認めます。

形式は、A4サイズ、横書き、フォントサイズを12ポイントとし（図式は除く。）、20ページ以内（表紙、目次は除く。）とし、簡潔で分かりやすい記述をお願いします。

③ 価格提案書（様式5）

項目ごとの金額を明示した内訳を作成し、添付してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部（正本は原本、副本は写し）

(3) 提出方法

持参のみ

(4) 提出期限

令和8年（2026年）11月9日（月）午後5時まで

(5) 受付時間

午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（土・日・祝を除く。）

10 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問書（様式6）に企画提案に関する質問事項を記載し、電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「ALTプロポーザルに関する質問（質問者）」としてください。電話や窓口での質問は受け付けません。

なお、電子メール送信後、確認のため電話による連絡をお願いします。

(2) 受付期間

令和8年（2026年）10月13日（火）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

提出された質問事項を取りまとめの上、関係書類を受領した全派遣事業者に対し、令和8年（2026年）11月2日（月）までに電子メールにて回答する予定です。この回答は、募集要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項追加又は修正とみなします。回答に対する再質問は原則受け付けません。また、募集要領や仕様書、様式の欄外に明記している場合には回答しないことがありますのでご了承ください。

11 プレゼンテーションの実施

提出した提案について、選定委員会に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

(1) 実施予定日

令和8年（2026年）11月25日（水）

※時間、場所等は、対象となる業者に別途通知します。

(2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は各提案者3名以内とします。

なお、コンサルタント・貴社と業務提携をしている業者は認めません。

(3) 持ち時間

機器の接続、質疑応答10分程度を含め、30分以内を予定しています。持ち時間は業者数により、変更する場合があります。

(4) その他

プレゼンテーションは提出した提案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとします。プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備します。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、提案者で用意してください。

12 受注候補者の選定

選定委員会により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を受注候補者として選定します。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、選定します。

なお、最高得点となった者が選定委員会が定める基準点に満たなかった場合は、受注候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募します。

(1) 選定基準

別表に定めるとおりです。

(2) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、プレゼンテーション参加事業者全てに書面で通知するとともに、市のホームページで公開します。

なお、プレゼンテーションに応募した時点でホームページの公開にも了承したものとします。

13 契約の締結

上記12で選定された者と契約締結の交渉を行います。契約が成立しない場合は、選定委員会による評価点数が高い者から順に、契約締結の交渉を行います。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案した全ての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではありません。契約内容（金額・仕様・数量等）については市と協議の上、決定します。

14 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

15 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等について、受注候補者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めません。
- (3) 提出された書類等は、一切返却いたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがあります。提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはありません。
- (5) 提出された書類等については、草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）の規定に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する場合があります。
- (6) 正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とします。

● 担当部署

草加市教育委員会教育総務部指導課教育指導係 松宮

〒340-0015 草加市高砂1丁目1番1号

TEL：048-922-2748（直通）

FAX：048-928-1178

電子メール：shido@city.soka.saitama.jp

※本プロポーザルに関する書類の提出、質問等は全て上記担当部署で受け付けます。

仕様書、各種様式等は全て草加市ホームページからダウンロードしてください。

別表(選定基準)

No.	評価項目		評価の視点・基準
1	会社概要	(1)	会社のコンセプト、業務内容等
		(2)	労働者派遣業務遂行能力
		(3)	本市へのアクセスの容易さ
		(4)	雇用している専任ALT登録数のうち英語を母語、または公用語として使用する英語圏諸国等の出身者とする人数とその割合
		(5)	公立学校で3年以上経験のあるALTの人数とその割合
		(6)	日本語レベル別人数とその割合
		(7)	本市を担当可能なALT在籍数
2	業務実績	(1)	ALT業務実績
		(2)	過去5年以内におけるALT業務実績数(契約年度と契約自治体名)
3	ALT業務の理解度	(1)	草加市の教育活動についての理解及び草加市立小中学校における英語教育に対する考え方
		(2)	小学校外国語・外国語活動と中学校外国語科の学習指導要領の目標及び内容についての理解とALTへの指導
		(3)	ALTが小中学校で円滑な業務を遂行するための英語指導法・教材等に関する研究体制及び指導資料や教材等の支援
		(4)	小学校学級担任・中学校外国語科教員等に対する英語及び外国語活動に対する研修
		(5)	派遣業務に関する法令遵守体制や方針及び具体的な方策
		(6)	労働者派遣法改正法についての理解と情報の共有
4	ALTの採用	(1)	組織体制、採用基準・条件、採用方法、スケジュール
5	ALTの研修	(1)	派遣業務開始前の研修体制及び夏季休業中研修体制(時期・期間・回数・内容)
		(2)	派遣業務開始後の草加市内で行われる研修(月2回程度)の運営方法及び内容
6	ALTの管理体制について	(1)	ALTの服務管理体制(勤務状況の把握方法、当日の欠勤・遅刻・早退の連絡体制、緊急時の連絡方法、業務報告方法、事故防止方法、休暇等)
		(2)	ALTの労務管理体制(組織・人員・業務内容・住居・交通・保険加入等)
		(3)	ALTとの連絡・相談体制及び生活指導体制
		(4)	ALTの勤務評価(方法・内容・時期・回数)と評価後の指導体制
		(5)	草加市教育委員会との連絡体制及び学校や草加市教育委員会からの要望や苦情の対応
7	危機管理体制	(1)	事故や災害、病気等による突然の授業日程変更対応
		(2)	ALTの欠勤に備えた体制(代替要員の配置・勤務日の振替)
		(3)	学校からのALTの交替要請、事業者都合によるALT交替に備えた体制及び代替要員の配置
8	企画内容	(1)	プレゼンテーションの具体性・実現性
		(2)	独自の提案やアピール ※草加市では、英語教育及び国際理解教育の推進を目指しています。それに対しての提案やアピール
9	価格	(1)	見積価格